

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の
一部を改正する規則

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号）の一部を次のように改正する。

別表第1第17号区分に該当する者の項中「188,922」を「197,802」に改める。

別表第2第10号中「149,700円」を「158,200円」に、「1,114円」を「1,177円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。